

# 幕張メッセ どきどきフリーマーケット

## 企業出展での「飲食物の取扱い」(酒類の小分け販売)のご案内

幕張メッセ“どきどき”フリーマーケットの企業出展では、飲食物の取扱いは原則禁止とさせて頂いております。

従って、飲食物を取扱う場合は、出展申込時に必ず事務局に連絡して許可を取って下さい。

また、飲食物取扱いに関わる営業許可申請【期間限定】(千葉市保健所)、または酒類の小分け販売(千葉西税務署)の申請書類の提出については出展者ご自身で行って頂きますので、予めご承知おき下さい。

従来行なっていた「食品取扱届」は廃止となり事務局で一括届出となりました。

### ●飲食物の取扱い(試飲・試食・試供品の配布・販売など)

#### ①試飲・試食・試供品の配布・包装品の販売及びケータリングカー出店(屋台も含む。)

事務局にて一括届出を行ないますので4月10日(金)までに、別紙「幕張メッセで食品を取り扱う際の申請書」をご提出下さい。

#### ②営業許可申請【期間限定】を行なう場合

調理を伴った販売や特定の製品を販売する際に、千葉市保健所へ営業許可申請が必要となります。

現在営業している店舗で営業許可を受けていても、幕張メッセ“どきどき”フリーマーケット内で営業許可申請【期間限定】に該当する場合は、別途、千葉市保健所への「食品営業許可申請【期間限定】」の申請が必要です。

飲食物の販売内容によって、営業許可の種類・申請手数料・設備等が変わりますので、千葉市保健所に直接確認して下さい。(飲食店営業の場合¥16,000-かかります。)

※営業許可申請【期間限定】は、「申請者は代表者」、「印鑑は代表者印」となります。

また、申請者の登記簿謄本の添付が求められます。

※営業許可申請書【期間限定】の提出にあたり、求められる設備については概ね次のとおりです。

- 他の店舗、通路等と明確に区画し、厨房内に第三者が簡単に立ち入れないようにすること。

(床面より1mの高さのパネルで区切る事が望ましい。)

- ほこり等の落下防止のため、上部を天幕で覆うこと。

- ガス台の周囲及び底部に耐火ボードを設置すること。ー消防法との関係ー

- 流水式二槽／一槽シンク、湯沸し器、手洗い器(シンクとは別に)、逆性石鹼、冷凍・冷蔵庫(温度計付)、食器戸棚(樹脂ケースでも可)、消毒用アルコールスプレー、蓋付ごみ箱、清掃用具(ケースに入った物)を設置すること。

※詳細については、事前に千葉市保健所に確認して下さい。

### ③「営業許可申請書【期間限定】」の写しの提出期限について

2020年4月13日(月)までに提出を済ませて下さい。

※4月15日(水)迄に「営業許可申請書【期間限定】」のコピーを必ず事務局に提出して下さい。

### ④保健所査察について

5月2日 15時以降に千葉市保健所の現場査察があります。提出した書類通りの設備が整っていないときは改善の指導を受けます。許可がおりないこともありますので、ご注意ください。

また、販売品目、材料の保存状態、調理方法等の確認を開催中に行う場合がありますので、必ず提出した書類通りに行ってください。行っていない場合には改善の指導や、許可が取消される場合がありますのでご注意ください。

<お問合せ先(所轄保健所)について>

千葉市保健所 食品安全課 食品指導係

千葉市美浜区幸町1-3-9(千葉市総合保健医療センター内2階)

TEL 043(238)9934 FAX 043(238)9936

### ●酒類の小分け販売(臨時販売の免許申請)について

酒類の小分け販売をする場合は、必ず千葉西税務署へ臨時販売の免許申請が必要となります。2020年4月13日(月)までに提出を済ませて下さい。

#### 1. 提出書類について

申請に必要な提出書類は概ね次のとおりです。

「酒類販売業免許申請書」、「誓約書」、「商品リスト」、「設備の状況書」、「既に取得している酒類販売業免許書」など

※4月15日(水)迄に、千葉西税務署に提出する書類のコピーを必ず事務局に提出して下さい。

#### 2. お問合せ先(所轄税務署)について

千葉西税務署 法人課税 第1部門

〒262-0031 千葉市花見川区武石町1-520

TEL 043(274)2111(内線213)

### ●千葉市保健所、千葉西税務署に提出した書類のコピーの提出先

幕張メッセ“どきどき”フリーマーケット事務局

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬2-1 (株)幕張メッセ 事業企画課内

TEL 043(296)9211 FAX 043(296)9215 (担当/望月)

e-mail: m-messe@beach.ocn.ne.jp